

役員の報酬等及び費用に関する規程 新旧対照表（案）

〈太字下線部分は変更点〉

変更（案）	現 行
（目的及び意義） 第 1 条 この規程は、公益社団法人岡崎法人会（以下「<u>本会</u>」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「<u>認定法</u>」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。 （定義等） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（2）（略） <u>（3）外部理事とは、認定法第 5 条第 15 号に規定する理事をいう。</u> <u>（4）外部監事とは、認定法第 5 条第 16 号に規定する監事をいう。</u> <u>（5）非常勤役員とは、常勤理事及び外部理事以外の理事並びに外部監事以外の監事をいう。</u> <u>（6）報酬等とは、認定法第 5 条第 14 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。</u> <u>（7）（略）</u> （報酬の支給） 第 3 条 本会は、常勤理事<u>並びに外部理事及び外部監事</u>の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。 2～3（略） <u>4 外部理事及び外部監事の報酬は、理事会等の出席ごとに支給することができる。</u> （報酬等の額の決定） 第 4 条 本会の、常勤理事の年間報酬額は<u>別表 1「常勤理事俸給表」、外部理事及び外部監事の報酬額は別表 2「外部理事・外部監事報酬表」</u>のとおりとし、理事会の決議を経て会長が定める。	（目的及び意義） 第 1 条 この規程は、公益社団法人岡崎法人会（以下「<u>本会</u>」という。）の定款第 26 条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。 （定義等） 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（2）（略） <u>（新設）</u> <u>（新設）</u> （3）非常勤役員とは、常勤理事以外の理事及び監事をいう。 （4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「<u>認定法</u>」という。）第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。 （5）（略） （報酬の支給） 第 3 条 本会は、常勤理事の職務遂行の対価として、報酬を支給することができる。 2～3（略） <u>（新設）</u> （報酬等の額の決定） 第 4 条 本会の、常勤理事の年間報酬額は、<u>別表</u>「常勤理事俸給表」のとおりとし、理事会の決議を経て会長が定める。

＜太字下線部分は変更点＞

変更（案）	現 行
（報酬の支給日） 第 5 条 <u>常勤理事の報酬は、年間報酬額の 1 2 分の 1（年間報酬額との差額は 3 月に含める。）を毎月一定の定まった日に支払うものとする。</u> <u>2 外部理事及び外部監事の報酬は、理事会等の出席ごとに、遅滞なく支払うものとする。</u>	（報酬の支給日） 第 5 条 報酬は、年間報酬額の 1 2 分の 1（年間報酬額との差額は 3 月に含める。）を毎月一定の定まった日に支払うものとする。 <u>（新設）</u>
（公表） 第 9 条 本会は、この規程をもって、認定法第 5 条第 <u>1 4</u> 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。	（公表） 第 9 条 本会は、この規程をもって、認定法第 5 条第 <u>1 3</u> 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。
附 則 <u>1 この規程の改正は、令和 7 年 5 月 2 2 日から施行する。</u> 別表 <u>1</u> （略） 別表 <u>2 「外部理事・外部監事報酬表」</u> <u>出席ごとの報酬額 1 回 5 0, 0 0 0 円以内</u>	附 則 <u>（新設）</u> 別表 （略） <u>（新設）</u>